

山形県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬に関する条例

平成 19 年 3 月 30 日

条例第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項に規定する特別職の職員（以下「職員」という。）の議員報酬及び報酬に関する事項を定めるものとする。

(議員報酬及び報酬)

第 2 条 職員に対して支給する議員報酬及び報酬の額は、別表のとおりとする。

(支給方法等)

第 3 条 日額の報酬は、その支給の事由が生じた都度これを支給する。

2 議員報酬及び年額の報酬の計算期間は、4 月から翌年 3 月までとし、その計算期間に係る議員報酬及び報酬の額を 3 月に支給する。

第 4 条 新たに議員報酬又は年額の報酬を受ける職員となった者には、その月から議員報酬又は報酬を支給し、職の変更により、その受ける議員報酬又は報酬額に異動を生じた者には、その月から新たに定められた議員報酬又は報酬を支給する。

2 議員報酬又は年額の報酬を受ける職員が退職し、又は死亡したときは、その月までの議員報酬又は報酬を支給する。

3 前項の規定による議員報酬又は報酬は、前条第 2 項の規定にかかわらず、事由が発生した翌月までに支給するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 13 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

議 員 報 酬	職 名	金 額	
議 員 報 酬	議長	年額 40,000円	
	副議長	年額 35,000円	
	議員	年額 30,000円	
報 酬	広域連合長	年額 40,000円	
	副広域連合長	年額 35,000円	
	監査委員	識見を有する者	年額 42,000円
		議会議員である者	年額 30,000円
	選挙管理委員	日額 6,000円	

	情報公開・個人情報保護審査会委員	日額	6,000円
--	------------------	----	--------